

教育委員会事務の委任等に関する規則及び川崎市教育委員会事務局事務  
分掌規則の一部を改正する規則(案)

(教育委員会事務の委任等に関する規則の一部改正)

第1条 教育委員会事務の委任等に関する規則(昭和47年川崎市教育委員会  
規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「市民・こども局長」を「市民文化局長」に改め、同条第  
10項中「市民・こども局こども本部長」を「こども未来局長」に改める。

第3条第2項第5号中「川崎市教育文化会館運営審議会」を「川崎市社会  
教育委員会議教育文化会館専門部会」に改め、同条第3項第5号中「川崎市  
幸市民館運営審議会」を「川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会」に改  
め、同条第4項第5号中「川崎市中原市民館運営審議会」を「川崎市社会教  
育委員会議中原市民館専門部会」に改め、同条第5項第5号中「川崎市高津  
市民館運営審議会」を「川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会」に改  
め、同条第6項第5号中「川崎市宮前市民館運営審議会」を「川崎市社会教  
育委員会議宮前市民館専門部会」に改め、同項第12号中「川崎市有馬・野  
川生涯学習支援施設運営協議会」を「川崎市社会教育委員会議有馬・野川生  
涯学習支援施設専門部会」に改め、同条第7項第5号中「川崎市多摩市民館  
運営審議会」を「川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会」に改め、同  
条第8項第5号中「川崎市麻生市民館運営審議会」を「川崎市社会教育委員  
会議麻生市民館専門部会」に改め、同条第9項中「市民・こども局こども本  
部長」を「こども未来局長」に改め、同項第6号中「青少年教育施設に係る  
附属機関」を「川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会」に改める  
。

(川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表総務部の部に次の1号を加える。

(3) 学校運営協議会に関すること。

第4条の表総務部の部庶務課の項中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 事務局指定管理者評価選定委員会に関すること。

第4条の表学校教育部の部指導課の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。

第4条の表学校教育部の部指導課の項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 教科用図書選定審議会に関すること。

第4条の表生涯学習部の部生涯学習推進課の項第9号中「（教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係ることを除く。）」を削り、同項第10号中「大ホール」を「大ホール等」に、「優先申請審査会」を「優先申請利用調整会議」に改める。

第4条の表生涯学習部の部文化財課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること。

第5条第1項中「部に部長」を「事務局に教育次長、部に部長」に改める。

第6条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

教育次長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け、事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

#### 附 則

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第1条中教育委員会事務の委任等に関する規則第2条の改正規定及び第3条第9項の改正規定中「市民・こども局こども本部長」を「こども未来局長」に改める部分並びに第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定及び組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号 (第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館</p>	<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号 (第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館</p>

改正後	改正前
<p>等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)</p> <p>(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<b>市民文化局長</b>に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。</p> <p>10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<b>子ども未来局長</b>に委任する。</p> <p>(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)</p> <p>(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。</p>	<p>等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)</p> <p>(4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。</p> <p>(1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>(2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<b>市民・子ども局長</b>に委任する。</p> <p>(1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。</p> <p>10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<b>市民・子ども局子ども本部長</b>に委任する。</p> <p>(1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)</p> <p>(2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(区長等に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。</p> <p>(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市教育文化会館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市幸市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)</p>	<p>(区長等に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。</p> <p>(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市教育文化会館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市幸市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。)</p>

改正後	改正前
<p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市中原市民館運営審議会に関すること。</p>	<p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市中原市民館運営審議会に関すること。</p>
<p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市高津市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p>	<p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市高津市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p>
<p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に</p>	<p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に</p>

改正後	改正前
<p>関すること。</p> <p>(5) 川崎市宮前市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の開覧等に関すること。</p> <p>(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。</p> <p>(12) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市多摩市民館運営審議会に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p>	<p>関すること。</p> <p>(5) 川崎市宮前市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の開覧等に関すること。</p> <p>(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。</p> <p>(12) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市多摩市民館運営審議会に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市麻生市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<u>こども未来局長</u>に補助執行させる。</p> <p>(1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。</p> <p>(6) 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 川崎市麻生市民館運営審議会に関すること。</p> <p>(6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、<u>市民・こども局こども本部長</u>に補助執行させる。</p> <p>(1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。</p> <p>(6) 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>

教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後	改正前
<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号 (第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館</p>	<p>○教育委員会事務の委任等に関する規則 昭和47年3月29日教委規則第20号 (第1条 略)</p> <p>(区長等に委任する事務)</p> <p>第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。 (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び川崎市住民投票条例(平成20年川崎市条例第26号)による区内の学校施設の一時使用に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。 (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館(以下「教育文化会館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。 (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館(以下「幸市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。 (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。 (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関すること。</p> <p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。 (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館(以下「高津市民館</p>

改正後	改正前
<p>等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事  6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。  (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)  (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事  7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。  (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。  (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。  (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事  10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。  (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)  (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事  (区長等に補助執行させる事務)</p>	<p>等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立高津図書館橋分館の施設及び設備の維持管理に関する事  6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。  (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館(以下「宮前市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)  (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事  7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。  (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。  (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事  (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事  9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。  (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事  10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。  (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。)の施設及び設備の維持管理及び使用許可に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)  (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事  (区長等に補助執行させる事務)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。</p> <p>(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議教育文化会館専門部会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。</p>	<p>第3条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関すること。</p> <p>(2) 区内の校庭夜間開放に係る調整及び収納事務に関すること。</p> <p>2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市教育文化会館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p> <p>3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市幸市民館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p> <p>4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会</u>に関すること。</p>	<p>(1) 川崎市中原市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市中原市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市中原市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市中原市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市中原市民館運営審議会</u>に関すること。</p>
<p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p>	<p>5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 高津市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 高津市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市高津市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市高津市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市高津市民館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市立高津図書館橘分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること（図書の収集、選定、除籍を除く。）。</p>
<p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p>	<p>6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の見覧等に関すること。</p> <p>(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。</p> <p>(12) <u>川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会</u>に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会</u>に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p>	<p>(5) <u>川崎市宮前市民館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の見覧等に関すること。</p> <p>(7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(9) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(10) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(11) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。）。</p> <p>(12) <u>川崎市有馬・野川生涯学習支援施設運営協議会</u>に関すること。</p> <p>7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 川崎市多摩市民館における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 川崎市多摩市民館における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 川崎市多摩市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市多摩市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市多摩市民館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 麻生市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。</p> <p>(2) 麻生市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。</p> <p>(1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。</p> <p>(6) <u>川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会</u>に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(3) 川崎市麻生市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。</p> <p>(4) 川崎市麻生市民館における区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。</p> <p>(5) <u>川崎市麻生市民館運営審議会</u>に関すること。</p> <p>(6) 川崎市麻生市民館岡上分館における図書の閲覧等に関すること。</p> <p>9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。</p> <p>(1) 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。</p> <p>(3) 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。</p> <p>(4) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。</p> <p>(5) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。</p> <p>(6) <u>青少年教育施設に係る附属機関</u>に関すること。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき川崎市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>以下第2条から第3条まで（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 <u>(3) 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p>庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関すること。 (2) 儀式、表彰及び交際に関すること。 (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関すること。 (4) 事務局内の事務改善に関すること。 (5) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (6) 職員の定数配置に関すること。 <u>(7) 事務局指定管理者評価選定委員会に関すること。</u> <u>(8) 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>(9) 教育行政の相談に関すること。</u></p>	<p>川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき川崎市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>以下第2条から第3条まで（略）</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 人権・共生教育に関すること。 (2) 教育改革の推進に関すること。 <b>(新設)</b></p> <p>庶務課</p> <p>(1) 公印及び文書の管理の総括に関すること。 (2) 儀式、表彰及び交際に関すること。 (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関すること。 (4) 事務局内の事務改善に関すること。 (5) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (6) 職員の定数配置に関すること。 <b>(新設)</b> <u>(7) 教育委員会の会議に関すること。</u> <u>(8) 教育行政の相談に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(10) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関すること。</p> <p>(11) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(12) 財務事務の指導に関すること。</p> <p>(13) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関すること。</p> <p>(14) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(15) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関すること。</p> <p>(16) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(17) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p>	<p>(9) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関すること。</p> <p>(10) 予算及び決算に関すること。</p> <p>(11) 財務事務の指導に関すること。</p> <p>(12) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関すること。</p> <p>(13) 情報公開制度の総括に関すること。</p> <p>(14) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関すること。</p> <p>(15) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(16) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。</p>
<p>企画課</p>	<p>企画課</p>
<p>(1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(4) 学校の適正規模、適正配置に関すること。</p> <p>(5) 通学区域の変更に関すること。</p> <p>(6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。</p>	<p>(1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。</p> <p>(2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(4) 学校の適正規模、適正配置に関すること。</p> <p>(5) 通学区域の変更に関すること。</p> <p>(6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。</p>
<p>学事課</p>	<p>学事課</p>
<p>(1) 児童等の就学に関すること。</p> <p>(2) 児童等の就学奨励に関すること。</p> <p>(3) 奨学金に関すること。</p> <p>(4) 学校用物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 学校用物品の寄附受納に関すること。</p> <p>(6) 学校財務事務の指導に関すること。</p>	<p>(1) 児童等の就学に関すること。</p> <p>(2) 児童等の就学奨励に関すること。</p> <p>(3) 奨学金に関すること。</p> <p>(4) 学校用物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 学校用物品の寄附受納に関すること。</p> <p>(6) 学校財務事務の指導に関すること。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

改正後	改正前
<p>学校教育部</p>	<p>学校教育部</p>
(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。	(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関する事。
(2) 学校運営の支援に関する事。	(2) 学校運営の支援に関する事。
<p>健康教育課</p>	<p>健康教育課</p>
(1) 保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関する事。	(1) 保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関する事。
(2) 児童等の保健衛生に関する事。	(2) 児童等の保健衛生に関する事。
(3) 学校の環境衛生に関する事。	(3) 学校の環境衛生に関する事。
(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関する事。	(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関する事。
(5) 学校給食に関する事。	(5) 学校給食に関する事。
(6) 公益財団法人川崎市学校給食会に関する事。	(6) 公益財団法人川崎市学校給食会に関する事。
(7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関する事。	(7) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関する事。
(8) 学校保健会に関する事。	(8) 学校保健会に関する事。
(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関する事。	(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関する事。
(10) 学校体育に関する事。	(10) 学校体育に関する事。
(11) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。	(11) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。
<p>指導課</p>	<p>指導課</p>
(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。	(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関する事。
(2) 学校の運営に関する事。	(2) 学校の運営に関する事。
(3) 学校の教育課程の編成に関する事。	(3) 学校の教育課程の編成に関する事。
(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関する事。	(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関する事。
<u>(5) 教科用図書選定審議会に関する事。</u>	(新設)
(6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関する事。	<u>(5)</u> 学校等の学習指導及び児童等の指導に関する事。
<u>(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関する事。</u>	(新設)
(8) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関する事。	<u>(6)</u> 支援教育（特別支援教育を含む。）に関する事。
<u>(9)</u> 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。	<u>(7)</u> 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関する事。

改正後	改正前
<p><u>(10)</u> 総合教育センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>中学校給食推進室</p> <p>(1) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関する事。</p> <p>(2) 中学校給食推進会議に関する事。</p> <p>(3) 中学校給食を活用した食育の推進に関する事。</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習に係る職員の研修に関する事。</p> <p>(4) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(5) 青少年教育及び成人教育に関する事。</p> <p>(6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関する事。</p> <p>(7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関する事。</p> <p>(8) 図書館に関する事。</p> <p>(9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事</p> <p>(10) 大ホール等の優先申請<u>利用調整会議</u>に関する事。</p> <p>(11) 青少年教育施設の総括に関する事。</p> <p>(12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関する事。</p> <p>(13) 学校施設の有効活用に関する事。</p> <p>(14) 特別開放施設に関する事。</p> <p>文化財課</p> <p>(1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関する事。</p> <p>(2) 文化財審議会に関する事。</p> <p><u>(3) 橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に関する事。</u></p> <p><u>(4)</u> 文化財関係団体に関する事。</p>	<p><u>(8)</u> 総合教育センターとの連絡調整に関する事。</p> <p>中学校給食推進室</p> <p>(1) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関する事。</p> <p>(2) 中学校給食推進会議に関する事。</p> <p>(3) 中学校給食を活用した食育の推進に関する事。</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(1) 生涯学習の調査及び企画立案に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習の推進体制の整備に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習に係る職員の研修に関する事。</p> <p>(4) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(5) 青少年教育及び成人教育に関する事。</p> <p>(6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関する事。</p> <p>(7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関する事。</p> <p>(8) 図書館に関する事。</p> <p>(9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事 <u>(教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係ることを除く。)</u>。</p> <p>(10) 大ホールの優先申請<u>審査会</u>に関する事。</p> <p>(11) 青少年教育施設の総括に関する事。</p> <p>(12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関する事。</p> <p>(13) 学校施設の有効活用に関する事。</p> <p>(14) 特別開放施設に関する事。</p> <p>文化財課</p> <p>(1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関する事。</p> <p>(2) 文化財審議会に関する事。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 文化財関係団体に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 地名資料の収集及び活用に関すること。  (6) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。  (7) 博物館の登録等に関すること。</p>	<p>(4) 地名資料の収集及び活用に関すること。  (5) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。  (6) 博物館の登録等に関すること。</p>
<p>(職員)</p> <p>第5条 <u>事務局に教育次長、部に部長</u>、室に室長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>2 事務局、部、室及び課に担当理事、担当部長、主任指導主事、担当課長、課長補佐、指導主事及び担当係長を置くことができる。</p> <p>3 室及び課に主任を置くことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第5条 <u>部に部長</u>、室に室長、課に課長、係に係長を置く。</p> <p>2 事務局、部、室及び課に担当理事、担当部長、主任指導主事、担当課長、課長補佐、指導主事及び担当係長を置くことができる。</p> <p>3 室及び課に主任を置くことができる。</p>
<p>(職務)</p> <p>第6条 <u>教育次長は、教育長を補佐し、教育長の命を受け、事務局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>2</u> 部長、室長、課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>3</u> 担当理事、担当部長、主任指導主事、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、あらかじめ定められた担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。</p> <p><u>4</u> 主任は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、担当事務を処理する。</p>	<p>(職務)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第6条 部長、室長、課長及び係長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>2</u> 担当理事、担当部長、主任指導主事、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、あらかじめ定められた担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。</p> <p><u>3</u> 主任は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、担当事務を処理する。</p>
<p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>